

判決録



行政

○県主催の懇談会に出席した社長、支社長、支店長、副社長、副会長等の肩書を付された者は、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者に該当し、これらの者の行為に関する情報は、非開示情報に当たらないとして、その開示請求が認められた事例

食糧費情報公開請求控訴事件、福岡高裁平一六(行)八号、平18・10・19民二部判決、変更(確定)
 一番鹿兒島地裁平八(行)二二号、平9・9・29判決、差戻前二審福岡高裁宮崎支部平九(行)七号、平11・6・18判決、上告審最高裁平一一(行)二五一号ほか、平16・2・24三小法廷判決

一 鹿兒島県の住民であるXらは、旧鹿兒島県情報公開条例五条に基づき、Y(知事)に対し、県の食糧費の支出に係る公文書の開示を請求したところ、一部非開示の処分がされたため、右処分は違法であるとして、その取消しを求めた。

一番は、右処分の一部を違法であるとして、本訴請求を一部認容し、二審は、Yの控訴を棄却したため、Yは、二審判決を不服として上告及び上告受理の申立てをしたところ、最三判平16・2・24(本誌一八五四・四一)は、特定の個人が識別される情報は非開示情報に該当するが、法人等の代表者等が当該法人等の職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される情報や公務員の職務の遂行に関する情報は右条例八条二号所定の非開示情報には該当しないと、差戻前の二審判決を一部取消し、事件を二審に差し戻した。

二 本判決は、県の食糧費の支出に係る懇談会等の相手方出席者のうち、法人等の代表者等であり、かつ、法人等の職務として行うなど法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報と認められる場合には、当該情報は非開示情報に該当しないと上、所長、幹事長、社長、代表取締役、支社長、支店長等は、組織の長として評価し得る地位にある者とみられるし、副

社長、常務理事、専務理事等は、組織の長に準ずる地位にある者とみられ、これらの者は法人等の職務として懇談会に出席したものと推認するのが相当であるから、これらの者に関する情報は非開示情報に該当しないと判断し、一番判決を変更した上、本訴請求を一部認容した。

三 行政機関の「食糧費」の不適切執行問題は、首長等の「交際費」の不適切執行問題と並んで、大きな社会問題と化しており、不適切執行抑止のためにその実態を明らかにする手段として情報公開制度が活用されており、既に最高裁判例を含め、多くの裁判例が公刊されている(最一判平6・1・27民集四八・一・五三、本誌一四八七・三二、最三判平6・2・8民集四八・二・二五五、本誌一四八八・三、最三判平15・11・11民集五七・一〇・一三八七、本誌一八四二・三一など)。

本件では、前掲最三判平16・2・24で指摘された非公開情報に該当しないとされる「法人等の代表者等」とはどのような者をいうのが問題とされ、本判決は、県主催の懇談会に出席した「社長」「支社長」「副社長」「副会長」という肩書の者は、組織の長ないし長に準じた地位にある者に該当するし、懇談会に職務として出席したものと推認されるとし、これらの者に関する情報は非開示情報に該当しないと判断してその開示を命じたものであるが、そ

の判断は、その説示に照らし、妥当な判断と評価することができよう(玉巻弘光「食糧費情報公開」地方自治判例百選(三版)三四参照)。
 本判決は、非開示情報としての「法人等の代表者又はこれに準ずる者」の範囲を具体的事案に即して明らかにした裁判例として、実務上参考になるものといえよう。
 (一部仮名)

△参照条文△ 鹿兒島県情報公開条例(昭六三鹿兒島県条例四号。平一一鹿兒島県条例一一三三号による全部改正前のもの)六条

△当事者△ 別紙当事者目録に記載のとおり

【主文】 一 原判決を次のとおり変更する。

二 控訴人が被控訴人らに対し、平成八年九月三日付けでした平成六年度及び同七年度の鹿兒島県東京事務所執行の食糧費の支出に係る資料の一部を開示しないとの処分のうち、別紙開示目録記載の各情報に関する部分をいづれも取り消す。

三 被控訴人らその余の請求をいづれも棄却する。

四 訴訟の総費用(ただし、上告審において負担を命じられた分を除く)は、これを二分し、その一を控訴人の、その余を被控訴人らの各負担と

する。

【事実及び理由】 第一 控訴の趣旨

一 原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。

二 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第二 事案の概要

一 本件は、被控訴人らが控訴人に対し、鹿児島県東京事務所における食糧費の支出に関する情報の開示を求める事案である。

二 前提事実

(1) 旧鹿児島県情報公開条例(昭和六三年鹿児島県条例第四号。平成一二年鹿児島県条例第一一三号による全部改正前のも)の。以下「本件条例」という。)には、以下のとおり規定がある。

記

第一条(目的)

この条例は、県民の公文書等の開示を求める権利を明らかにするとともに、県が実施する情報公開施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。

第二条(定義)

三項 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

第三条(解釈及び運用)

実施機関は、県民の公文書等の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。

第八条(開示しないことができる公文書等)

実施機関は、開示の請求に係る公文書等に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書等の開示をしないことができる。

二号 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるとして公開されている情報

イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示することが公益上必要である

と認められるもの

三号 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつ

て、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は著しく不当な事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれがある侵害から個人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの

八号 県又は国等が行う監査、検査、取締り、許可、認可、試験、入札、徴税、交渉、渉外、争訟その他の事務事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの

(2) 被控訴人らは、本件条例が定める

「実施機関」である控訴人に対し、平成六年度分及び同七年度分の鹿児島県秘書課、同県東京事務所及び同県財政課執行の各食糧費の支出に係る資料(支出負担行為・支出命令票、請求書及び出席者名簿)について

ての開示請求をした。

これに対し、控訴人は、本件条例八条二号(個人情報)、三号(事業活動情報)あるいは八号(行政運営情報)に該当するとして、平成八年九月二日付けで同六年度分及び同七年度分の鹿児島県秘書課執行の食糧費の支出に係る資料(支出負担行為・支出命令票、請求書及び出席者名簿)につき、同月三日付けで上記各年度分の鹿児島県東京事務所及び同県財政課執行の各食糧費の支出に係る資料(支出負担行為・支出命令票、請求書及び出席者名簿)につき、それぞれのうち下記の部分を開示しないとの処分(以下「本件不開示処分」という。)をした(甲二ないし七)。

記

ア 債権者の住所・氏名等が記載されている部分及び債権者が識別できる部分

イ 債権者の取引金融機関、預金種別、口座番号等が記載されている部分

ウ 債権者の経理担当者名及び担当者印が記載されている部分

エ 懇談等の相手方等出席者が識別される部分(ただし、平成七年度分については「懇談等の相手方等出席者が記載されている部分及び出席者が識別される部分」)

三 本件訴訟の推移

(1) 原審における被控訴人らの請求の趣旨

そこで、被控訴人らは、本件不開示処分のうち、平成六年度分及び同七年度分の鹿児島県秘書課、同県東京事務所及び同県財

政課執行の各食糧費の支出に係る資料(支出負担行為・支出命令票、請求書及び出席者名簿)中の下記に関する部分の取消しを求めて原審に対して本訴を提起した。

記

- ア 債権者の住所・氏名等が記載されている部分及び債権者が識別できる部分
- イ 債権者の取引金融機関、預金種別、口座番号等が記載されている部分
- ウ 懇談等の相手方等出席者が識別される部分(ただし、平成七年度分については「懇談等の相手方等出席者が記載されている部分及び出席者が識別される部分」)

(2) 原判決
原審は、被控訴人らの上記請求を、本件不開示処分のうち上記(1)ア及びウの情報を開示しないとの部分の取消しを求める限度で認容した。

(3) 差戻前の控訴審判決

そこで、控訴人は、原判決を不服として控訴を提起したところ、差戻前の控訴審である福岡高等裁判所宮崎支部は、控訴人の控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。

(4) 上告審判決

控訴人が差戻前の控訴審判決を不服として上告の提起及び上告受理の申立てをしたところ、最高裁判所は、本件条例八条二号本文にいう「個人に関する情報」は事業を営む個人の当該事業に関する情報が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人にかかわりのある情報であ

って、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、原則として、同号所定の非開示情報に該当するというべきであるが、同条三号が法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報について、個人に関する情報と異なる種類の情報として非開示事由を規定していることに照らせば、本件条例においては、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者(これらの者を総称して、以下「法人等の代表者等」という。)が当該法人等の職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非開示事由が規定されていると解するのが相当であり、同条二号所定の非開示情報には該当しないというべきであり、また、本件条例の趣旨、目的に照らせば、公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同号本文にいう「個人」に当たるところを理由に同号所定の非開示情報に該当するとはいえないと解するのが相当であると判示し、差戻前の控訴審判決のうち、平成六年度及び同七年度に鹿児島県秘書課、同県財政課及び同県東京事務所が執行した食糧費の支出に係る懇談会等の出席者名簿中鹿児島県職員以外の出席者に関する部分を取り消したうえで、同部分を当裁判所に差し戻す旨の判決を言い渡した。

なお、上告審においては、Aも被告人とされていたが、最高裁判所は、差戻前の控訴審判決のうち同人に関する部分を破棄

し、同部分については同人の死亡により終了した旨宣言した。

(5) 当審における審判対象

そこで、当裁判所では、被控訴人らの請求のうち、上記差戻しに係る部分、即ち、本件不開示処分のうち、平成六年度及び同七年度に鹿児島県秘書課、同県財政課及び同県東京事務所が執行した食糧費の支出に係る懇談会等の出席者名簿中鹿児島県職員以外の出席者に関する部分についての当否を判断することになったが、当審係属中に控訴人が上記部分の一部に関する情報を開示した結果、被控訴人らは、控訴人に対し、平成六年度及び同七年度に鹿児島県東京事務所が執行した食糧費の支出に係る懇談会等の出席者名簿のうち、別表中の「相手方出席者」欄の網掛け部分に記載の情報を(以下「本件情報」という。)を開示しないとの部分の取消しを求めるものとして、請求を減縮した。

なお、当審において、被控訴人丸山隆雄及び同中川国治は本件訴えを取り下げている。

四 争点

控訴人がした本件不開示処分のうち、本件情報に関する部分が適法であるか否か。

第三 当裁判所の判断

一 本件条例においては、個人にかかわりのある情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、原則として、本件条例八条二号所定の非開示情報に該当するというべきであるが、法人等の代表者等が当該法人等の職務として行う行為

など当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、上記非開示情報には該当しないものと解される。

そして、被控訴人らは、原審において、平成六年度分及び同七年度分の鹿児島県秘書課、同県東京事務所及び同県財政課執行の各食糧費の支出に係る資料のうちの一のものに関する開示を概括的に求めていたが、前記のとおり、控訴人が一部を追加して開示した結果、被控訴人らは、当審において、鹿児島県東京事務所執行の食糧費の支出に係る懇談会等の出席者名簿のうち、別表中の「相手方出席者」欄のうちの網掛け部分にかかる情報(本件情報)に限ってその開示を求める旨請求を減縮したものであるが、同部分には公務員に関する情報が含まれていないことは当事者間に争いが無い。

そうすると、本件情報はいずれも私人に関する情報であるとともに、別表の記載からも明らかとなっており、同情報は個人を識別し得るものと認められるから、同情報は原則として本件条例八条二号の非開示情報に該当するものの、当該個人が法人等の代表者等であり、かつ、当該法人等の職務として行うなど当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報と認められる場合には、当該情報は同号所定の非開示事由には該当しないものということができる。

二(1) そこで、本件情報を当該各個人の肩書(別表中の「相手方出席者」の「職」の欄に記載された肩書)毎に分類すると、以下のとおりとなる。

なお、鹿児島県の学事法制課の課長補佐前村洋行は、その陳述書(乙一六六)において、別表の一連番号三九番の一行目の「(株)〇〇代表取締役」は、同番号七行目あるいは八行目の「(株)△△チーフディレクター」と同姓同名であり、また、「(株)〇〇」の商業登記簿謄本にも代表取締役としてその氏名が記載されていないため、当該出席者名簿の起票者が誤ってこれを記載したのではないかと思われるというものの、上記商業登記簿謄本は証拠として提出されていないうえ、当該出席者名簿の写し(乙八六)からも、上記事実を読みとることはできない。したがって、一連番号三九番の一行目の記載が誤記であるものと認めることはできない。

記

- (一) 肩書
 - ① 事務局長
 - 一番、一三番の三行目、四八番、五一番
 - ② 所長
 - 三番の一、二行目、七六番の二行目、九〇番の三、四行目
 - ③ 無肩書
 - 四番
 - ④ 幹事長
 - 五番、一三番の一行目、三八番、五〇番の一行目
 - ⑤ 支店長
 - 七番の一行目、四〇番の一行目
 - ⑥ 事務局長
 - 九番の一行目、一三番の二行目、一四番、二二番の二行目、七三番
- (二) 一連番号
 - ⑦ 副会長
 - 一番の一行目
 - ⑧ 副社長
 - 一番の二行目
 - ⑨ 支社長
 - 二番の三、五、六行目、三七番の七、八行目、四一番の四行目、四九番の四、五行目、一二番の七行目、三七番の九行目、四九番の六行目
 - ⑩ 会長
 - 一六番
 - ⑪ 議長
 - 二〇番の二行目
 - ⑫ 社長
 - 二二番の一行目
 - ⑬ 委員長
 - 二五番の一行目、八〇番の一行目
 - ⑭ 常務取締役
 - 三五番の三行目、一〇二番の四行目、一一一番の三行目
 - ⑮ 常務理事
 - 五七番の一行目
 - ⑯ 専務理事
 - 三九番の一行目
 - ⑰ 代表取締役
 - 三九番の六行目、八八番の一行目
 - ⑱ 館長
 - 五〇番の二行目
 - ⑲ 副幹事長
 - 六四番の一行目
 - ⑳ 室長
 - 六七番の二行目、八七番の二、三行目、九〇番の一行目
 - ㉑ 東京営業所長
 - 九五番、九六番の二行目、一一四番の二行目
 - ㉒ 監査室長
 - 九五番、九六番の二行目、一一四番の二行目

(2) 上記のうち、①所長、幹事長、支店

長、支社長、会長、議長、社長、委員、代表取締役、館長、東京営業所長という肩書は、一般的に当該法人等そのもの又はその支店や営業所などといった一定の独立性を有する組織の長と評し得る地位にある者に付されるものといふことができ、また、②副会長、副社長、常務取締役、常務理事、専務理事の肩書は、直ちに独立した組織の長とまでは評し得ないにしても、これに準じる地位にある者に付されるものといふことができるから、本件条例の趣旨及び目的からしても、当該個人が上記の各肩書を有する場合には、原則として、当該個人は、法人等の代表者等であるものと推認するのが相当である。

なお、別表の一連番号五〇番の二行目の副幹事長も、当該法人等の代表者等であるものといふ余地もあるが、当該懇談会には上記副幹事長と同じ連合会の幹事長(同一連番号の一行目)が同時に出席しており、同人が当該法人等を代表しているものといふことができるから、上記副幹事長が当該法人等の代表者等であるとまで認めることはできない。

他方、前記のうち、上記以外の事務局長、事務局長、室長、監査室長の肩書が付されている者及び肩書の記載がない者については、一般的に法人等の代表者等であると認めることはできず、その他に上記の者が上記代表者等であるものと認めるに足りる証拠はない。

(3) そして、控訴人は、別表に記載され

た懇談会の趣旨及び内容について、何らの立証をしないところ、上記懇談会が、控訴人の政策等について、有識者としての助言や意見交換を行うためのものであつて、当該法人等の職務とは無関係に参加を求めたものであることを窺わせる証拠はないから、特段の事情のない限り、上記(2)の①及び②に記載の肩書が付された個人は当該法人等の職務として懇談会に出席したものと推認するのが相当といふべきであるところ、上記特段の事情を窺わせる証拠はない。

この点につき、控訴人は、同一の機会に法人格を異にする複数の法人等の人物と懇談を持つような場合、これは当該法人等との個別具体的な法律行為を目的としたものではなく、それぞれの有する知見や参考意見を聴くために、いわば有識者として出席を求めたものと考えらるべきであり、また、懇談会に明らかに法人等の代表者等とはいえない者が出席していた場合、同一の懇談会に出席していた代表者等の行為を当該法人等の行為そのものと評価することはできない、と主張する。

しかし、当該懇談会が法律行為等を目的とするものでなかつたとしても、そのことと当該個人の行為が帰属する法人等の行為そのものと評価し得るか否かは次元を異にする事柄であり、かかる事情をもって、懇談会に出席した法人等の代表者等の行為が当該法人等の行為と評価し得ないものといふことはできないし、このことは、他の

出席者の中に法人等の代表者等とは認め難い者がいたとしても同様である。

控訴人の上記主張は採用することができない。

四 以上によれば、本件情報のうち、上記三(2)の①及び②に記載の肩書が付された個人に関する部分、即ち、別紙開示目録に記載の各情報に限り、本件条例八条二号の非開示情報に該当しないものと認められるから、原判決を変更し、本件不開示処分のうち、別紙開示目録に記載の各情報に関する部分を取り消すこととして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 石井宏治 裁判官 高宮健二 伊東讓二)

別紙 当事者目録

控訴人 鹿兒島県知事

伊藤 祐一郎

同訴訟代理人弁護士

和田 久

同 蓑毛 長史

同指定代理人

井上 博利

(ほか五名)

被控訴人 溝口 貞雄

(ほか一五名)

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

蔵元 淳

別紙 開示目録(略)

別表(略)

